



11月17日提出
申11号

不当労働行為をなぜ繰り返すのか！？

人事運用における「労働組合加入者に対する差別・不当労働行為」を是正させる緊急申し入れ

6月21日に行った2022年度申17号団体交渉において会社側は、労働組合加入にあたり誤解を与える行為を認め、今後は不当労働行為はもちろん疑われるような言動をしないように支社として指導していくと回答しました。

しかし、出向を3年経過する東日本ユニオン組合員に対して到底納得できない説明により、出向期間延長の事前通知を行いました。この行為は労働組合加入を理由として差別・不当労働行為が行われていると判断せざるを得ません。また、申17号で確認した事前通知前に意識付けを行うとした会社回答を反故し、出向期間を原則3年としている東日本ユニオンと会社で締結している労働協約にも違反する事態となっています。

東日本ユニオン新潟地本は繰り返される不当労働行為を直ちに是正させるために申11号を緊急申し入れしました。

■ 申11号 申し入れ項目 ■

1. 労働組合加入者に対する差別的な担務変更、出向等における不当労働行為を直ちに是正すること。
2. 本申し入れの回答及び団体交渉は2023年11月30日までに行うこと。

団体交渉開催決定！！

11月28日16：30～